

平成4年7月9日

## 中小商工業緊急特別資金融資制度

### 13日から受付開始

豊島区は、最近の景気後退により、事業継続に支障を受けている区内中小商工業者の経営の安定を図るための緊急特別資金融資制度を創設し、13日から受付を開始する。

融資の対象は、区内に住所(営業の本拠地)を有し、原則として事業税または住民税を納付し、且つ引き続き1年以上同一場所で同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を営む中小商工業者。

最近3か月間または最近1年間の売上高が前年同期と比較して10%以上減少している場合について、運転資金として500万円を限度に融資を行う。

貸付期間は、据置6か月を含み72か月。貸付利率は、2.4% (表面利率6.0%、区負担3.6%)。その他、必要に応じて東京信用保証協会の保証を要する。

受付期間は、7月13日から12月28日まで。必要書類など詳細は、豊島区経済課商工指導係 3981-1111内線2453へ。

詳細 経済課 商工指導係